

広島県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十三年十一月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム カーサミリア	廿日市市陽光台二丁目一番 地三	平成二十三年一〇月二七日